

平成 31 年 3 月定例会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員 長 報 告

【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案 23 件であります。

審査の結果は、議案第 8 号を否決すべきものと決定し、議案第 4 号と議案第 28 号を賛成多数で可決すべきものと決定し、その他の議案につきましては、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第 7 号「平戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」に関し、貸付けを無利子とすることから保証人を立てなければならないとする改正案が示されたが、災害が起こったときほど保証人探しが容易でなく、利率を付けてでも保証人無しの方が救済につながるのではないのかとの質問に対し、被災者の早期の復興と自立を図る観点から無利子としたところだが、この制度を利用した旧平戸市での未償還も残っていることから、保証人については付けさせてもらいたいとの答弁がありました。

これに関し、保証人となれる範囲はどうなっているのかとの質問に対し、同一生計以外の 18 歳以上の者とすることで幅広く保証人を立てられるようにしたいとの答弁がありました。この議案審査に関しましては、保証人となれる範囲を当初的確に答弁できない場面がありましたので、規則でしっかりと定めるよう要請いたしました。

次に、議案第 8 号「平戸市敬老祝金支給条例の一部改正について」に関し、77 歳に対する祝金 8 千円の支給を廃止することが論議的でありました。まず、理事者から廃止したい理由として、①平均寿命が延伸していること、②介護給付費等の増加が見込まれることから、元気高齢者の割合を引き上げる施策に取り組みたいこと、③平成 30 年度から「高齢者いきいきおでかけ支援事業」に取り組んでいること、の 3 点が説明されました。

これに対し、今年 9 月に受給権者となる 77 歳は何人で、支給する場合いくらの予

算が見込まれるのか。また、77歳の対象者がピークとなるのはいつ頃なのかとの質問に対し、本年は対象者486人で388万8千円を見込んでいた。団塊の世代が77歳を迎える2027年から数年間がピークで、そのときの受給権者は600人を超える見込みであるとの答弁がありました。

さらに、廃止することが唐突な感じがするが、誰かに相談はしたのか。他の施策への転換を考えることはなかったのかとの質問に対し、老人クラブ会長には相談し一定の理解はいただいたものの、他に策はないのかとの意見もいただいた。また、「高齢者いきいきおでかけ支援事業」の拡充を予算要求したものの叶わなかったとの答弁がありました。

これに関連し、現行8千円の支給を減額してでも77歳になられる方に祝金を支給しようとは考えなかったのかとの質問に対し、高齢化が進むことから介護予防に力を入れたい、減額しての支給に関しては考えなかったとの答弁がありました。

このような質疑を経て、委員から①改正の理由に一定の理解もできるが、この時期に何で条例改正をするのかが明確でなく拙速感は否めない、②いきいきおでかけ券は基本的に元気な方が使用できるものであり、健康状態や所得要件など関係なく一律に支給される制度は他にないのではないかと、③祝金を減額してでも支給し、高齢者に対しお祝いと感謝の姿勢は見せるべきだ、④他市の状況はどうであれ、平戸市の高齢者を敬う誇りは見せ続けるべきだ、などの意見が相次ぎ、採決の結果、全会一致で否決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第22号「平戸市火災予防条例の一部改正について」に関し、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物を公表する制度については、国の公表指針を参考に間違いのない運用を行うことを要請いたしました。この公表制度による罰則はないということであるが、現在、公表の対象となる違反施設が3件あるということなので、自動火災報知設備などを早期に設置してもらい、市内施設が全て防火安全体制を確立されるよう、指導徹底を要請いたしました。

次に、議案第 24 号「平成 30 年度平戸市一般会計補正予算（第 6 号）」中、財務部企画財政課所管の「ふるさと応援寄附金推進事業」に関し、寄附金が年々減少しているが、返礼品を提供する事業者の影響はどうなっているのかとの質問に対し、当然寄附が減っていることから、事業者の売り上げにも影響は出ている。しかし、返礼品を提供している事業者に対してはこの制度が未来永劫続くものではなく、返礼品に特化することなく事業展開を図ってほしいことを常々訴えてきた。使われていないポイントが 8 億円分あるので、それを勝ち取るような商品づくりに取り組んでいただくようお願いしているとの答弁がありました。

これに対し、返礼品出荷が減っている今だからこそポイントを使ってもらおうよう喚起を行うべきではないのかとの質問に対し、カタログには掲載していない旬の限定品を紹介する特設サイト情報の発信や、メールマガジンの配信、カタログ送付を通じ喚起していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第 27 号「平成 31 年度平戸市一般会計予算」中、総務部地域協働課所管の「(仮称) 度島ふれあい会館整備事業」に関し、度島町の 3 つの地区が一緒に使える公民館機能と市の窓口機能を兼ね備えた複合施設兼社会教育施設で木造平屋建て約 285 平方メートルを予定しているとの説明だが、施設整備に対する地元の意見は反映されているのかとの質問に対し、地元には平戸地区の“ふれあい会館”の図面などを見てもらい、その中で中野ふれあい会館の間取りをイメージしてもらっているところであるとの説明がありました。

これに対し、せっかく度島地区にこれまでなかった施設を検討しているのであるから、大島地区の支所・公民館なども見てもらい、様々な角度から検討していてもいいのではないのかとの質問に対し、今回の質疑を受け、地元の意向を改めて確認することと、場合によっては建設方法や財源等についても再検討したいとの答弁がありました。

同じく同課の「地域めぐりあい創出事業」に関し、今後の事業推進をどうしていく

のかとの質問に対し、民間事業者に全て委託する中で、まちづくり運営協議会とも連携しながら人口減少および少子化対策となるよう事業推進を図りたいとの答弁がありました。

次に、市民生活部市民課所管の「総合窓口運営事業」に関し、4人の嘱託職員が業務を行っており、ワンストップサービスが充実してきていることは高く評価するものである。支所・出張所においても同様の窓口業務を職員が行っているが、人事異動によるサービス低下がどうしても見られることから、窓口業務の強化をどのように考えているのかとの質問に対し、窓口を預かる所管課として現場の実態については関係部署にも伝え、対応を協議したいとの答弁がありました。

次に、市民生活部健康ほけん課所管の「自治体病院等開設者協議会運営事業」に関し、予算額24万5千円は全国および県の協議会負担金が主なもので、協議会で実施する各種政策および医師確保に対する要望活動などに充てられているとの説明がありました。

これに対し、自治体病院存続のために必要な予算であることは理解したが、今後、行政・議会が取り組めることはあるのかとの質問に対し、押淵理事（院長）より最近国から公表されたデータの説明があり、全国に335ある2次医療圏の中で、佐世保・県北圏域は99番目に医師が多いと示されたことから実態にそぐわないとして、周辺地域の実情を訴える取り組みも必要になってくるのではないのかとの見解が示されました。

次に、福祉部こども未来課所管の「不妊治療支援事業」に関し、一般不妊治療に1回あたり上限1万円の助成を行っているが、治療には複数回を要し、治療費も高額になると聞くことから、助成額が適当であるのか調査・検討するよう要望いたしました。

同じく同課の「児童遊園管理運営事業」に関し、壱部浦北児童遊園の改修整備で、老朽化した遊具2基を撤去し、新たに児童遊具1基と健康遊具2基を設置すること。併せて、休憩所として四阿と市指定史跡の一部氏屋敷跡の紹介をする説明板を設置す

ることの説明がありました。

これに対し、四阿と説明板が設置される土地は現在どうなっているのか。また、その土地にあって、今回、解体・撤去するという昭和41年に建てられた御堂の所有者はどうなっているのかとの質問に対し、不明確な答弁が複数回なされたことから休憩を挟み、副市長同席の上、委員会を再開いたしました。

副市長から答弁が二転三転したことへの謝罪があり、併せて質問に対する答弁がありました。昭和41年に旧生月町において本児童遊園を整備する際、隣接する土地に御堂といわれる建物建設の要望があったため旧町が作り、それを地域に使用させていた。建物は旧町の所有であるが、現在においても登記がなされていなかった。御堂のある土地については3人の共有名義となっており、平成30年9月に市に無償譲渡の申し入れがあり、現在、移転登記中である。

また、平成30年3月にカトリック山田幼稚園が閉園になる際、学校法人うみのほし学園から2,000万円の寄附を受けたが、寄附の使途希望として壱部浦北児童遊園のある地域が潜伏キリシタンに関係した方が多く、御堂もその方々が使っていたことから、古くなった御堂の撤去とともに史跡としての価値を残し、一体を整備してほしいとの話を受けていた。

今回、市では整備方針として、土地の無償譲渡の手続き後に御堂を撤去し、潜伏キリシタンに関する史跡（説明板）を設置することなどを含め児童遊園を整備することとした、との経緯を含めた答弁がありました。

これに関し、この整備を寄附者は本当に望んでいたのかとの質問に対し、寄附者の意向についてはそのとおりであるとの答弁がありました。さらに、実際の仕事は生月支所が行うようになるのであろうが、予算的にはこども未来課の所管であり、課と支所間の協議・調整が整っていなかったのではないのかとの質問に対し、部署間の連携が上手くいっていなかったとして、副市長および生月支所長から委員会を混乱させたことへの陳謝がありました。

本委員会としては地域の事情を考慮し、また、寄附者の意向を尊重するとともに、有意義な児童遊園が完成されることを望むことから可決すべきものと決定したものの、委員会審査に臨むに当たっての部署間の連携不足、さらに答弁が二転三転したことへの猛省を促すとともに、十分な答弁を準備して委員会に臨むことを強く要請いたしました。

これをもって、本委員会において付託を受けました案件の審査報告を終えますが、最後に、本委員会は所管に属する事項について先進地等の調査を行いたいので、調査終了まで閉会中の継続調査に付していただきますよう申し出いたします。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は議案 23 件、請願 1 件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決および採択すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、議案第 24 号「平成 30 年度平戸市一般会計補正予算（第 6 号）」中、農林水産部農林課所管の「農業競争力強化基盤整備事業」に関し、競争力強化とは具体的にどのような内容かとの質問に対し、従来のようなハード面の整備だけでなく、有効な営農計画に基づき、生産基盤の利用率の向上と収益を上げる農家の育成を図りながら、生産基盤と一体的に整備を行う事業であるとの答弁がありました。

また、今回の事業は、これまでの基盤整備事業と比較し、受益者負担率が低くなっているようであるが計画どおりの利用が達成できなかつた場合はどうなるのかとの質問に対し、事業計画を立てる際の条件が非常に厳しくなっており、担い手を明確に選定し、裏作や集積など営農計画をしっかりと立てたうえで事業計画を作成しているので、計画に沿った生産基盤の活用が図られるものと考えているとの答弁がありました。

次に、建設部建設課所管の「地籍調査事業」に関し、現在の地籍調査の進捗率と今後の長期的な見通しはどうかとの質問に対し、平成 30 年度末における地籍調査の調査済面積は 19.24 平方キロメートルで、約 11.6%の進捗率となっている。

また、地籍調査の今後の見通しは、年間 3,000 筆の 3.0 平方キロメートルを実施した場合、完了まで約 50 年かかると見込んでいるとの答弁がありました。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課所管の「学校施設空調設置事業」に関し、今後の整備スケジュールについては、工事発注を一本で想定しているが、予定価格が 1 億 5 千万円を超えるため、入札の方法が制限付一般競争入札となること、また工事契約の締結に議会の議決が必要になることなどから、実施設計業務が 4 月下旬に完了

し、5月上旬に起工、その後、指名審査委員会、公告を経て、7月上旬に入札・仮契約、7月中旬に臨時会をお願いし本契約とした場合、工期が7月中旬から平成32年1月中旬までとなる見込みであるとの説明がありました。

これに対し委員から、スケジュールについて、もう少し早く、せめて9月末頃までには完成できるようにはならないかとの質問に対し、分割発注した場合には、諸経費が高くなるため一括発注を予定しているが、仮に分割発注した場合は、制限付一般競争入札とならないこと、また議会の議決が不要となることから、6月上旬にも工事着工が可能となり、夏休み期間を有効に使えるため、早ければ9月下旬までの完成も可能となる見込みである。また、9月末までに完了した場合には10月からの消費税増税分が安くなるというメリットもあるとの答弁がありました。

これを受け、委員会としては、地元業者にも有益となり、何よりも工期を短縮できる分割発注での整備を進めてはどうかと要請しました。これに対し、早期完成を目指し、分割発注の方向で進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第27号「平成31年度平戸市一般会計予算」中、農林水産部農林課所管の「平戸式もうかる農業実現支援事業」に関し、事業の内容や今後の事業継続の見通しはどのようになっているのかとの質問に対し、事業は、新規就農者の確保・育成、園芸振興、肉用牛振興の3つを柱としており、それぞれに国・県事業への上乗せ補助や市単独事業として支援を行っている。また、本事業は「平戸市総合戦略」の期間である平成27年度から平成31年度までの5カ年間の事業であり、平成31年度が最終年度となることから、これまでの成果等を精査し見直しを検討しているところであるとの答弁がありました。

次に、「木質バイオマスエネルギー導入事業」に関し、具体的にはどういった計画内容なのかとの質問に対し、今回の事業は、木質バイオマスを熱利用するための実証実験の実施と、市内の広葉樹林の有効活用と再生を目指した発電事業等を検討するための利用推進協議会の運営事業であるとの答弁がありました。

また、実証実験としてボイラー等を設置するということであるが、設置場所等は決まっているのかとの質問に対し、平戸市森林組合内の菌床シイタケハウスとホダ木工場に木質チップ用のボイラーを設置し、それで得た熱をこれまで使っていた重油に代わるものとして利用できないかをはじめ安全性等を含めた検証を行うものであり、ボイラーや温風機を設置するものであるとの答弁がありました。

次に、農林水産部水産課所管の「密漁取締連携推進事業」に関し、近年の密漁件数の状況はどうか、この予算で十分な活動ができているのかとの質問に対し、県漁業取締室が把握している県北管内の平成 29 年度の違反情報件数は 30 件であり、漁業者が年間を通して自警活動を行っていることで密漁の抑止に繋がっている。また、県の補助金も段階的に減額されている中で、年間の監視回数をできるだけ減らさずに実施しており、今後は、漁業者の高齢化や密漁者との遭遇による危険回避のため、ドローンやAIなどを活用した新たな監視システムの導入を関係機関に働きかけていきたいとの答弁がありました。

また、「生月大橋架橋関連沿岸漁業振興対策事業補助金」に関し、財源である基金が不足した後の対応についてどのように考えているのかとの質問に対し、生月大橋架橋に伴う生月・館浦・旧獅子漁協の3者による協定に伴うあご網漁船入漁に関する沿岸漁業者への影響に配慮した補助金であり、財源とする「生月大橋架橋関連沿岸漁業振興対策事業基金」が平成 31 年度末で残高不足となるため、これまでの経過や操業実態等を総合的に検証し、関係漁協と今後の対応について協議していきたいとの答弁がありました。

また、「平戸市水産物流通改善対策事業」に関し、新年度にどういった取り組みを行うよう考えているのかとの質問に対し、今年度に行った市内各漁協における流通販売方法の実態把握を踏まえ、各漁協の荷捌所などの衛生管理や鮮魚の取り扱いなどについて改善を図るため、専門家などを招聘し、衛生管理や鮮度保持に関する講習会等を実施していきたいとの答弁がありました。

また、衛生管理の基本となるハサップ対応に関し、漁協の荷捌施設は危険性が多すぎると思うが、どういった考え方で衛生管理に取り組んでいこうとしているのかとの質問に対し、まずは、関係者が厳しい現状を認識し意識の向上を図る必要があり、施設内を清潔に保つなど初歩的な事柄から取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、文化観光商工部観光課所管の「(仮称)平戸観光交流センター整備事業」に関し、(仮称)平戸観光交流センターの整備については、これまでの経緯から、市民の間にも非常に関心がある人も多い。ここにきて、建設工事については、凍結させていただきたいとの説明があったが、そこに至った経緯は何か。また、これまでに本事業に要した費用はどれくらいになるのかとの質問に対し、(仮称)平戸観光交流センターについては、入居予定であった平戸観光協会から本年2月に、現段階では使用料に見合うだけの収益が見込めないとの理由から、事務所の存続は厳しく、入居するということを確認できないとの申し出があったことから、建設を保留することとなった。

また、これまでに本事業に要した経費としては、視察経費、設計費、検討委員会経費等を合わせ、1,137万9千円となっているとの答弁がありました。

また、新年度の当初予算に計上している事業費については、解体工事終了後に敷地の整地方法を検討し、整地完了後、残予算を補正予算において減額させていただきたいと考えているとの説明がありました。

これに関し、委員からは平成31年度は建設事業も非常に多い。後年度に維持費がかかる箱物について、今回のように事業を凍結することは、今後のいい事例となるのではないかとの意見が出されました。

次に「平戸城宿泊施設整備事業」に関し、宿泊料金についてはどれ位を想定しているのか。また、この事業は平戸城の入館者を増やすための対策としても考えているのかとの質問に対し、宿泊料金は市内の宿泊施設と競合しないように一棟貸しで10万円以上を想定している。また、一般の人にも宿泊施設を見学できるようにすることで、平戸城の入館者の増加につなげたいと考えているとの答弁がありました。

また、コンサルティング事業で何をするのかとの質問に対し、宿泊施設のコンサルティングや平戸城と市街地の周遊を促す仕組みづくりを行う予定であるとの答弁がありました。

また、宿泊施設となる懐柔櫓については、植栽をはじめ周辺環境整備を充実させるべきではないかとの意見に対し、植栽等については平戸城大規模改修事業の中で計画しており、平成 32 年度に環境整備を行う予定であるとの答弁がありました。

次に「平戸版DMO推進事業」に関し、現在の事業の進捗状況と今後の取り組みはとの質問に対し、今年度は、観光協会にDMOの専門家を 1 名招聘し、観光協会の課題、行政の課題を解決するための準備や、関係者との合意形成を図るためのワーキング会議等を行ってきた。平成 31 年度は、DMOの全体設計や国内・海外観光客のニーズ調査などマーケティング分析等を行いながら、DMOの候補法人に登録し平成 32 年度の本登録を目指していくとの答弁がありました。

次に、文化観光商工部商工物産課所管の「首都圏飲食拠点プロモーション事業」に関し、首都圏における飲食拠点として新たな展開を行うということだがどのような事業内容か。また、開店時期は、いつごろとなる計画かとの質問に対し、平成 31 年度事業として首都圏において平戸産品を総合的に味わえる、平戸の屋号がついたアンテナ飲食店を開設する計画としている。また、開設時期としては、年度内の開設に向けて進めたいが、良い物件が出た時などタイミングを見ながら、できるだけ早い時期にオープンしたいと考えているとの答弁がありました。

また、ふるさと納税が苦戦している中で、実績につながる取り組みとなるようにとの意見に対し、物産振興の中で、各拠点にふるさと納税のパフレット設置、広告掲載などは年間を通して行っている。また、取引のある大手百貨店などが社員向けに平戸のふるさと納税の周知を積極的に行っているとの答弁がありました。

また、以前の同業の店舗の評価で接客・接客が悪いという話を聞いている。競争が激しい東京では、生き残りも大変であり、今回の飲食店では絶対にそのようなことが

無いようにしてほしいとの意見に対し、運営会社とも意見を共有し、スタッフの教育面でも接客をしっかりさせたいと考えている。また、出来るだけ平戸出身者を雇用し、地元の話が出来るような空間づくりにも取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、「社宅・社員寮等整備緊急対策支援事業」に関し、社宅・社員寮等を市街地につくれば街の活性化にもつながるのではないかと。また、行政としてグリーンヒルズへの働きかけを行えば相乗効果が期待できるのではないかとこの質問に対し、事業者アンケートでは若者は市街地の社宅を望んでいるとの意見を受けている。用地取得費は、補助対象外であり会社の近くに建てなければいけないという補助要件もないが、会社からの用地の確保などの相談には対応したいと考えている。

また、補助要件の規模として最低部屋数をアパート型では6室、寮型では10室以上としており、駐車場など一定の広さが必要なため、用地の面積からしてグリーンヒルズで可能かという問題はあるものの、連携については検討し進めていきたいとの答弁がありました。

次に、文化観光商工部文化交流課所管の「世界遺産ライトアップ事業」に関し、せっかく棚田でやるのだから田んぼに水を張った6月の時期に行ってはどうか、好評であるのならば、年に2回の開催ということでもいいのではないかとこの意見に対し、田んぼの畦の部分にライトを設置するため、地元と充分協議し農作業に支障をきたす時期を避けているという答弁がありました。

また、まちづくり運営協議会とコラボしてイベントを盛り上げて面白いのではないかと。開催期間中には、春日集落や島の館周辺での大きなイベントを行なっても良いのではないかとこの意見に対し、イベントのあり方については前向きに検討していきたいとの答弁がありました。

次に、教育委員会教育総務課・学校教育課所管の「学力向上対策事業」に関し、今後の学力向上対策をどのように考えているのかとの質問に対し、現在、学力向上対策として、小学校全学年の国語と算数、中学校1・2年の国語と数学と英語の学力

検査を実施しているが、平成30年度は平戸市全体の平均としては全国平均に届いていないものの、各学年ともに半数程度の学校は全国平均を上回っている状況にある。

今後の学力向上対策については、この結果を一つの指標にするとともに、結果をもとに授業改善や補充学習を行い、学力の向上・定着につなげると同時に、規則正しい生活や家庭学習の充実を図るなど、家庭との連携や協力を進めながら学力向上に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、教育長からは、平戸市教育振興基本計画において、平成31年度に国・県の平均を上回ることを目標として掲げており、毎月の校長会・教頭会や学校訪問の度に指導を徹底しているところである。また、学校だけでなく家庭においても本気で取り組んでいかなければならない課題であると強く認識しているとの答弁がありました。

また「学校給食管理運営事業」に関し、今回の学校給食費の改定理由として近年の物資等の価格上昇により値上げを実施することであるが、10月からの消費税の増税による影響はないのかとの質問に対し、輸送経費等に若干の影響はあるものの、給食費の主なものである材料費には軽減税率が適用されるため、消費税増税による影響は少ないものと考えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会生涯学習課所管の「生月町B&G海洋センター改修事業」に関し、今回の改修工事について、仮に財団からの補助がなくても実施するのか。また、今後の施設の運営方針をどのように考えているのかとの質問に対し、当施設はB&G財団から旧生月町が無償譲渡していただいたもので、改修費の最高補助限度額を受けられる特Aランクを取得する施設であると同時に地元の社会教育施設の要衝である。

また、運営面においても、これまで正規職員を臨時職員に変更し経常経費の削減に努めるとともに、地域外での水泳指導やカヌーの指導を行うなど経営改善にも取り組んできているところである。

今後の施設の運営に当たっては、使用できる間は施設の目的に沿って活用したいと考えており、施設の長寿命化を図るとともに、市内全域の方への利用促進を図ってい

きたいとの答弁がありました。

また、県内の同施設と比較しても低い利用料金の設定については、以前より議会としても指摘してきたところであり、他施設の状況を見ながら、早急に利用料金の見直しを行うべきではないかとの質問に対し、教育委員会だけでなく全庁的に考えるべき問題であるということから、行革の中で考えるので一時的に保留となっている段階であり、行革担当課のほうで見直し基準の方針が確定次第、早急に改正を行うよう考えているとの答弁がありました。

委員からは、各課それぞれに利用料の平準化に取り組むことは難しいかもしれないが、全庁的に分類ごとに取り組むのなら調整も可能ではないかとの意見がありました。

次に、「公民館管理運営事業」に関し、市内6地区の公民館において管理運営経費の予算額に大きな差異が見受けられるがどういった理由によるものかとの質問に対し、北部公民館と中部公民館は、施設規模が大きく図書館部分の光熱水費なども計上していることから予算が大きくなっている。また、大島村公民館は大島支所と経費を2分の1ずつ負担していること、南部公民館は建物が農林課の施設となっており農林課でも管理経費を計上していることなどの理由により、公民館費で計上している管理運営経費の予算額に各地区で差異が生じているとの答弁がありました。

次に、生月支所所管の議案第31号「平成31年度平戸市農業集落排水事業特別会計予算」の施設管理運営事業に関し、農業集落排水事業の県内の他地域の料金はどのようになっているのか。もっと料金をあげた方が良いのではないかとの質問に対し、20立方メートルの単価で比較して平戸市は6,160円、県内他の地域では3,000円程度となっている。料金については、平成29年4月に30%の値上げを行い、現在に至っているため、しばらくはこのままでいきたいとの答弁がありました。

また、高齢化の影響などにより加入世帯の減少が想定されるが、施設機能をどのように維持していくのか。今後、合併浄化槽にする考えがあるのかとの質問に対し、現在策定中の最適整備構想の結果を基に、今後の施設整備方針の検討を行った上で

国・県との協議を進めるとともに、地元住民の意向も調査しながら維持管理費等の詳細な試算を行い、議会の意見を聞きながら今後の整備方針を固めていきたいとの答弁がありました。

次に、大島支所所管の議案第 33 号「平成 31 年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計予算」のうち、いさりびの里管理運営事業に関し、利用者減少の主な理由は何かとの質問に対し、港湾整備や光ケーブル設置をはじめとした公共工事等の仕事関係の利用者の減少によるものが主な要因となっているとの答弁がありました。

また、今後の利用客の増加のための対策をどのように考えているのかとの質問に対し、県立大学の島ナビプログラムとの連携や避粉地ツアーなどによる交流人口の拡大を行うことで利用客の増加につなげていきたいとの答弁がありました。

委員からは、費用対効果が低いと施設の存続は厳しくなる。効果を上げるためにも島民と一緒に運動をしないといけないのではないかと。また将来的には、民間への施設の売却等も視野に入れながら検討していくべきではないかとの意見も出されました。

また、今後の施設運営のあり方については、これまで再三にわたり指摘してきたにもかかわらず、今回の審査にあたり、運営状況などの説明資料も一切準備がなかったため、審査に支障をきたすこととなったことに対し、今後そのようなことがないようにとの苦言を呈しました。

次に、水道局所管の議案第 36 号「平成 31 年度平戸市水道事業会計予算」に関し、老朽管の更新が大きな課題となっているが、耐用年数を超えている老朽管路の状況はどのようになっているのかとの質問に対し、現在、市内全体の管路延長 666 キロメートルのうち法定耐用年数の 40 年を経過している老朽管路の延長が約 280 キロメートルとなっており老朽化率が約 42%となっている。

これを全て更新した場合の概算費用として、約 139 億円の財源が必要となるとの答弁がありました。

次に、文化観光商工部文化交流課所管の議案第 43 号「指定管理者の指定について（平戸市平戸オランダ商館 1639 年築造倉庫）」については、昨年 12 月の本委員会において、今後の指定管理のあり方について、観光施設、歴史・文化施設等の明確な位置づけと運営方法を検討するとともに、行政が指定管理者と一体となって、施設の経営改善に取り組むことを強く求めていたものであり、今回、改めて今後の取り組みについてどのような検討をしたのかとの質問に対し、これまで指定管理者への過度な依存により行政として努力不足だったという反省点を十分認識し、課題である交流広場からオランダ商館までの導線計画の再検討、他施設との連携強化と施設の有効活用、文化庁との協議による規制の緩和と展示施設にこだわらない抜本的な活用策の検討など運営の改善に向け積極的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。

これに関連し、委員からは、駐車場対策や導線計画の再検討も必要であるが、規制緩和や展示施設にこだわらない抜本的な活用策の検討のための文化庁との協議こそが一番の鍵となるのではないか。オランダ商館設置の目的は理解できるが、この際、施設の活用方法を再検討し、そこで生じる課題を解決しながらできることを組み立てることも必要ではないかとの質問に対し、これまでは保存重視の方針であったが、法の改正もあり活用重視に舵を切っている状況もあることから文化庁との協議による規制の緩和が一番重要となるものと考えている。

これまでは、補助で建てたことから展示にこだわっていたことは否めず、今後の活用方針については、現段階でまだ具体的なものを示すことはできないが、今後 2 年間をかけて指定管理のあり方の見直しと直営での運営の検討、有料施設でいくのか無料施設へと転換を図るのかも合わせて検討していきたいとの答弁がありました。

最後に、いくつかの部署において、委員からの質疑に対する理事者の答弁の際に十分かつ的確な説明がなされないケースが見受けられたため、多くの時間を要し審査に支障をきたしたため、今後は全体の内容を簡潔かつ具体的に説明するよう強く苦言を呈しました。

これをもって、本委員会において付託を受けました案件の審査報告を終えますが、最後に、本委員会は所管に属する事項について先進地等の調査を行いたいので、調査終了まで閉会中の継続調査に付していただきますよう申し出いたします。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。